

2020年9月定例県議会 一般質問

2020年9月29日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。県政全般について質問いたします。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は8月以降は連続1か月以上の新規感染者が確認され、累計では251人となり、9月は立て続けに3人の方が亡くなりました。心からお悔やみ申し上げます。新たなクラスターも発生、会津医療センターのクラスターは17人となりました。新たな感染拡大防止のため、大規模なPCR検査を実施し感染者を隔離、保護する方針を示すべきです。

本県ではまだ重症者が多くは発生していませんが、これからインフルエンザとコロナの同時感染拡大も危惧されており、重症化の懸念もあることから、重症者の治療に当たる集中治療用ベッドは余裕をもって確保しておく必要があります。集中治療用ベッド数は、人口10万人当たりドイツは33.9、多くの死者が出たイタリア8.6に対し、日本は更に少ない5ベッドという状況にあり、重症者の多発で医療逼迫を招かないためにも、今からの備えが重要です。

そこで、本県のコロナ感染の重症者向け病床及び人工心肺装置、いわゆるエクモの確保状況とエクモを稼働できる医療機関数について伺います。

エクモなどの医療機器の整備については、県が責任をもって医療機関に費用を補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ感染症が治癒した後に重篤な後遺症を発症する事例があると指摘されています。コロナ感染症は、単なる呼吸器疾患ではなく全身性の疾患であり、血栓症や心筋症、間質性肺炎等の後遺症を発症しやすいと言われます。

コロナ感染症による後遺症を発症した患者について、医療費を公費負担とするよう制度創設を国に求めるとともに、当面は県での助成を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は、コロナ感染症を重症者の治療に重点化し、必ずしも隔離を絶対条件とはしないことを検討しています。しかし、家庭内感染はもとより、感染者の自由な行動を規制できず、感染を拡大する危険が避けられません。無症状でも感染力があり、感染拡大防止には感染者を隔離・保護することが重要です。

感染者は引き続き入院することを原則とし、必要な病床数を確保すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は、医療や介護、障がい者施設の職員に慰労金を支給しますが、この慰労金の対象にならないのが保育所や学童クラブ支援員、院外薬局職員、救急搬送を担う消防士等です。

学童クラブの支援員は、急きょ午前中からの開設要請を受け入れ、1日12時間勤務が連日続いた。いつ終わるかわからない終点のないマラソンを走らせられたような日々だったと語りました。

全国学童保育連絡協議会の調査では、国に先駆け独自に支給する自治体が増えており、山形県は5万円、寒河江市は最大6万円など、24自治体に上ります。

保育所や放課後児童クラブの職員を慰労金の支給対象とするよう国に求めるとともに、県での支給も検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

患者さんと直接接する職種である院外薬局の職員を慰労金の支給対象とするよう国に求めるとともに、県での支給も検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

同様に消防職員を慰労金の支給対象とするよう国に求めるとともに、県での支給も検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナの影響により売り上げが3割以上減少した世帯は、国保税の減免対象となりますが、手続きが煩雑、最初から該当しない業種と言われ申請書すら渡されなかったなどの問題が県内でも起きています。

県内の感染症の影響による国保税の減免決定件数について伺います。

国保税の減免について、県内の実態を調査し改善指導すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は、今年国保運営方針の見直しを行います。現方針では、県統一保険料率を実現するとしていますが、これは全国でも少数です。コロナ禍で暮らしが悪化し、

平均保険税額格差が1.6倍ある中で、国保税率の県内統一の実現は困難であると思いますが、県の考えを伺います。

二、原発事故について

東日本大震災と原発事故から9年半が経過、今もお県の発表だけでも3万7千人を超す避難者が県内外に避難生活を続けており、生活と健康をめぐる状況は厳しさを増しています。浪江町津島の避難者を調査した精神科医の蟻塚医師は、調査した500人の48.4%の人がPTSDの症状を訴え非常に高い値と指摘。現在も放射線を恐れる人は、より大きなストレスを抱え込みPTSDの発症率が高まってしまうと述べ、自分の思いを率直に語り支え合う環境が必要だと指摘します。

県は全国に分散避難する避難者の実態を調査する必要があると思いますが、県の考えを伺います。

生活支援相談員や生活再建支援拠点等を強化し、より丁寧な避難者支援を講じていく必

要があると思いますが、県の考えを伺います。

また、災害公営住宅、県の復興住宅に移行した人の中で、孤独死した人が県全体では 42 人、先月も南相馬市小高区の避難者の孤独死が発見され、今年だけで 10 人に上ったと報告され、被災者へのきめ細かな支援はむしろこれからが重要と言えます。支援団体の調査でも、生活の厳しさが増していると報告されました。私が話を聞いた避難者は、復興住宅の家賃が発生し公共料金の支払いも困難になってきた。今はまだ医療費は免除されているが、これがなくなったらと思うと不安でたまらないと言います。

国は復興 10 年以降減免を見直すとしています。

避難指示区域等における国保税、介護保険料等の減免の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

東電と国の責任の明確化と被った被害に見合う賠償を求めて闘っている原発裁判で最大の原告数となる生業訴訟が、明日 9 月 30 日仙台高裁判決を迎えます。この間、県も賠償指針の見直しを国に求め、今議会には訴訟の議案も提起されるなど、完全賠償を求める方向は同じです。

県は原子力損害賠償に係る集団訴訟の原告を含め、賠償を求める県民を支援する姿勢を示すべきと思いますが、県の考えを伺います。

今なお避難指示が継続する帰還困難区域について、国が除染を前提としない避難指示の解除を検討しているかのような報道があり、関係住民から反発が起きています。

帰還困難区域の避難指示解除に当たっては、徹底した除染を行い、「年間追加被ばく線量 1 ミリシーベルト以下」とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組は、町村の実情を踏まえ対応するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

除染土壌の再利用については、二本松市や南相馬市で実証事業の段階から反対が相次ぎ環境省は中断や断念に追い込まれてきた中で、飯舘村長泥地区は除染の除去土壌再生利用を苦渋の選択で受け入れました。

これまでは覆土して畑地とし、花等の景観作物を栽培する方針でしたが、8月に覆土なしで食用作物栽培を行っていると伝えられました。そこで以下伺います。

①飯舘村長泥地区環境再生事業において、覆土なしで除去土壌の再生利用が行われるのか伺います。

②同事業が着手された工区において、再生利用される除去土壌はどの程度の量が見込まれているのか伺います。

村民の反対がある

③同事業における除去土壌の再生利用を中止すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、飯舘村の仮設焼却施設跡地を使った、木質バイオマス発電計画について、排気中の放射能による環境汚染の懸念があるとして、野党国会議員も共同で計画の見直しを国に求めました。

住民からも反対の声が上がる飯舘村における木質バイオマス発電計画について、見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

20日開館した伝承館において、県は語り部に東電や国の批判を禁じ、話す内容までチェックしているとのこと。

福島県の伝承館の最大の役割は、県も国会事故調査委員会も人災とした原発事故の実相と教訓を余さず伝えることです。県民が今なお継続する様々な被害に苦しみ続けていること、二度と繰り返させない思いを込め懸命に復興に取り組んできたことを、語り部が自らの言葉で経験や思いを伝えることは、極めて大きな説得力を持つものと思います。

東日本大震災・原子力災害伝承館において、語り部が震災や原発事故の経験を率直に伝えられるようにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

三、環境問題について

地球温暖化による世界的規模の気候変動は、各地に甚大な大規模災害をもたらし、温暖化対策は人類の死活的課題となっています。温暖化対策を議論するCOP26はコロナの影響で来年に延期されましたが、世界で5番目にCO₂排出量の多い日本が、石炭火力発電に固執していることに世界からは大きな批判があり、今後の取り組みが注目されています。

石炭火力発電からの脱却は待ったなしの課題であり、県内のCO₂排出量にはカウントされないとはいえ、現在建設中の新たな石炭火力発電所の整備は、この世界の流れに逆行、批判は免れません。

世界では、持続可能な社会をめざすSDGsの取り組みが進み、国内でも2050年までにCO₂排出量ゼロを目指す16自治体を含め、気候非常事態宣言や表明等を行った自治体は、21の都道府県、福島県内3つを含めて151自治体まで広がってきました。

本県も、異常気象による災害が頻発しており、温暖化対策は本気の取り組みが求められています。

そこで、県として2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

災害対策では、コロナ禍の下での新たな対応も課題となっています。この程、昨年、東日本台風と豪雨災害時の県の対応を検証した専門家委員会の報告が県に提出されました。

命を守るための迅速な避難行動にかかる取り組み、県の災害対応の改善点が提起されま

した。

県は、令和元年東日本台風等に関する検証を踏まえ、どのように災害対応の改善を図っていくのか伺います。

コロナ禍の下で避難所の環境改善のため、県は備品やホテル宿泊への補助事業をつくりましたが、市町村からは事業継続の要望があります。避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業を継続していくべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難所の環境改善も繰り返し求めてきたところですが、避難問題の研究者が一致して求めているのが「TKB48」即ち、洋式トイレ、温かい食事の提供、段ボールベッドを48時間以内に配備することです。経済大国日本でなぜ実現できないのか、避難者、国民が大切にされていないことの証ではないでしょうか。去年の災害関連死が6人に上るとの報告です。せつかく助かった命を避難の中で落とすような痛ましい悲劇を繰り返さないためにも、避難所の改善が求められているのです。

避難所で洋式トイレ、温かい食事及びベッドを48時間以内に整備することについて、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

四、農業問題について

今年、県北地方で本県特産物の一つである桃に広範囲に穿孔細菌病が発生しました。県は、今議会の補正予算に防風ネット設置費等を補助する予算を計上したことは一歩前進です。同時に穿孔細菌病の原因究明と有効な消毒剤等の開発が進んでおらず、この対策が求められます。

県の農業総合センターの果樹研究所におけるモモせん孔細菌病の試験研究を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

今年からコメの全量全袋検査は避難指示区域を除き357の旧市町村単位の抽出検査に変更されました。しかし、抽出検査に移行する地域において独自に放射性物質検査を実施する団体や市町村に対する補助は継続するとしています。喜多方市は千葉県松戸市の学校給食3万人分に喜多方産米を使用する契約を締結、安心安全を担保するため、市として独自にコメの自主検査を実施すると伺いました。

県は、個人や団体が独自に行う米の放射性物質検査に対して助成すべきと思いますが、県の考えを伺います。

米は基幹作物であると同時に、水田は環境保全の意味からも重要な役割を担っており、異常気象による豪雨が頻発する下では水田の貯水機能を最大限生かすことは災害対策としても有効です。田んぼダムは本県でも本宮、須賀川、田村の3市が実施しており、伊達市、

郡山市が検討中とされています。

県は、水田の貯水機能を活用した田んぼダムの取組を推進するため、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、伊達市への大型商業施設計画について

伊達市は市街化調整区域の堂ノ内地区に東北最大級の売り場面積を有する大型ショッピングセンターイオン誘致のため、都市計画法に基づく地区計画策定に向け、県に正式手続き申請を行いました。伊達市はこの計画素案を地元住民に説明し意見を聴く公聴会を9月24日開催、傍聴人は当初10人に限定していましたが、市民の要求で拡大されました。

大型店の出店を前提とする地区計画は、地元商店のみならず広範な地域への影響が懸念されます。

伊達市による、堂ノ内地区における都市計画法に基づく地区計画の策定にあたり、県が意見を聴く市町村の範囲を伺います。

県都市計画県北区域マスタープランにおいては、商業地は、中心部に配置するとしています。

県は、商業まちづくり基本方針において、地域の小規模小売店をどのように位置付けているのか伺います。

また、県の商業まちづくり推進条例の基本方針との整合性も図る必要があります。

商業まちづくり基本方針において、市街化調整区域は大型商業施設を抑制すべき地域とされていますが、県は、この基本方針に基づきどのように対応していくのか伺います。

県が商業まちづくり推進条例を創設するにあたり、2004年に行った影響調査報告によれば、売り場面積1万5千㎡以上の店舗は周辺市町村に影響を及ぼすと結論付けています。イオンの売り場面積は7万㎡と4倍を超え、年間利用者1,500万人、従業員3千人を見込むなど周辺自治体にも重大な影響は避けられません。

コロナ禍もあり経済指標が悪化、人口減少と高齢化が加速する下で、消費購買力の拡大は考えにくい状況です。

県は、商業まちづくり推進条例の趣旨である「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の観点から、大型商業施設の出店については慎重に対応すべきと思いますが、県の考えを伺います。

六、夜間中学設置について

文科省は全都道府県に夜間中学の設置を進めるとし、国補助も今年から設置のための費用としては認めるところになりました。福島市の自主夜間中学の開設は今年で10年を迎え

ました。こうした民間の努力を県が引き継ぎ、県立夜間中学を設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の御質問にお答えいたします。

二酸化炭素排出量の削減についてであります。

地球温暖化対策の国際枠組みであるパリ協定は、今年から世界各国において、本格的な運用が始まりました。持続可能な社会への転換に向けて、気候変動や新型感染症にも対応しながら、全ての国が協力、連帯して二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減を進めていく必要があります。

このように温暖化対策は、地球規模での対応が求められているものですが、一方で地域や企業、そして私たち一人一人が取り組むべき重要な課題であります。このため、本県においては、福島県地球温暖化対策推進計画に基づき、地球にやさしいふくしま県民会議を中心として、福島議定書事業やエコチャレンジ事業等による省エネルギーやリサイクルを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や、水素エネルギーの普及促進などに積極的に取り組んでいるところであります。今後は、環境省との連携協力協定に基づき、温暖化対策の充実・強化を図るとともに、県民、事業者、市町村等、あらゆる主体との連携を深め、二酸化炭素の排出削減に総合的に取り組んでまいります。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

危機管理部長

新型コロナウイルス感染症に係る消防職員への慰労金につきましては、国の第二次補正予算において対象とされておりませんが、感染者等を救急搬送する場合は、防疫等作業手当の支給対象になるとされております。新型コロナウイルス感染症への対応は全国共通の課題であることから、引き続き、慰労金に係る国の取扱いや他県の動向を注視してまいります。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る重症者向け病床につきましては、42床を確保しております。また、人工心肺装置、いわゆるエクモについては、最大22人分、6つの医療機関で対応可能となっております。次に、医療機器の整備につきましては、国の財源を活用し、感染者等の受入れや重症患者に対応するために必要な人工呼吸器やエクモなどを整備する医療機関に対して、助成を行っているところであり、今後も引き続き、医療機関が必要な機器を整備できるよう、支援してまいります。

次に、感染症の後遺症につきましては、本年8月から、国において、後遺症の実態に関する

る調査・研究を始めたところであり、この研究結果や国の動向等を注視してまいる考えであります。

次に、感染者の入院につきましては、患者の病状変化に対応するためにも必要であると考えております。また、入院治療のための病床は病床確保計画に基づき、これまで469床を確保しており、引き続き、医療機関の協力の下、必要な病床の確保に努めてまいります。

次に、院外薬局の職員への慰労金につきましては、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者とは性質が異なることから給付対象外とされているところであり、今後とも、国の動向を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免決定件数につきましては、市町村への調査の結果、令和2年8月15日現在で586件となっております。

次に、国保税の減免の実態等につきましては、状況の把握に努めるとともに、適切な制度の運用のため、引き続き市町村に必要な情報提供や助言をしてまいりたいと考えております。

次に、国保税率の統一につきましては、市町村と協議の上定めた福島県国民健康保険運営方針に基づき、将来的には県内統一を目指すこととしており、今後とも、市町村と共に丁寧な検討を進めてまいりたいと考えております。

こども未来局長

新型コロナウイルス感染症に係る保育所や放課後児童クラブ職員の慰労金につきましては、仕事を休むことが困難な保護者の子どもを受入れ、社会機能の維持に寄与してきた役割に鑑み、慰労金を全国一律に支給するよう他県と連携して国に対し要望したところであり、引き続き、国の動向を注視してまいります。

二、原子力発電所事故について

生活環境部長

飯舘村長泥地区環境再生事業につきましては、実証事業の一つとして、除去土壌の上に覆土をしない一部の区画で農作物の試験栽培が行われておりますが、国及び村からは、農用地等の造成の際には、当該区画も含め、除去土壌を盛土した上に覆土すると聞いております。

次に、再生利用される除去土壌の量につきましては、環境再生事業の一部工区について、未発注であるためその全体量は公表されておりませんが、現在、発注済みの工区約17ヘクタールにおいては、約23万㎡が使用される計画となっております。

次に、飯舘村長泥地区環境再生事業における除去土壌の再生利用につきましては、村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられ、事業の実施に当たっては、国、村及び地元住民が協議しながら進められております。県といたしましては、安全性の確保はもとより、住民や自治体の理解が極めて重要であることから、引き続き、国に対して、丁寧

に対応するよう求めてまいります。

保健福祉部長

避難指示区域等における国保税、介護保険料等の減免につきましては、復興・創生期間終了後においても被災者が安心して生活できるよう、国の財政支援を引き続き要望してまいります。

農林水産部長

飯舘村における木質バイオマス発電計画につきましては、発電事業者が策定する木質バイオマスの利用計画を確認し、必要な指導助言に努めてまいります。

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償を求める県民への支援につきましては、これまで国及び東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を継続することや被害者からの請求を真摯に受け止め、誠実に対応することを繰り返し求めてまいりました。今後とも、国、東京電力への要請はもとより、弁護士による法律相談等の支援を含め、被害の実態に見合った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

避難地域復興局長

避難者の実態につきましては、これまでも国、県、市町村共同による住民意向調査や、全国各地に設置している生活再建支援拠点における相談対応、戸別訪問などを通し、個別化・複雑化している避難者の事情に応じながら、課題の丁寧な把握と解決に努めているところであります。

次に、避難者支援につきましては、生活支援相談員や復興支援員による戸別訪問に加え、生活再建支援拠点での相談対応、心のケア、地域情報紙の発行等による情報提供などに取り組んでいるところであり、今後とも、感染防止対策に十分留意しながら、関係機関と緊密に連携を図り、きめ細かな支援を行ってまいります。

次に、帰還困難区域の避難指示解除につきましては、福島復興再生基本方針において、避難指示解除後の追加被ばく線量が、長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指していくとされており、県といたしましては、本目標を堅持しつつ、必要な除染が確実に実施され、避難指示が解除されるよう、引き続き、国に求めてまいります。

次に、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組につきましては、避難地域の復興の進捗や状況、環境は異なることから、今後も国に対し、様々な機会を捉え、各自治体の意見を尊重しながら丁寧に協議を重ね、避難指示解除について、責任を持って対応するよう求めてまいります。

文化スポーツ局長

東日本大震災・原子力災害伝承館における語り部につきましては、館内の展示見学に加え、震災及び原発事故による被災の状況や実際の体験、さらには現在に至るまでの様々な場面での自らの率直な思いを来館者に分かりやすく伝える取組を進めているところであります。

三、環境問題について

危機管理部長

令和元年東日本台風等に関する検証を踏まえた災害対応の改善につきましては、命を守るための避難行動に係る取組として、平時から自らの災害リスクや避難行動について考えておくマイ避難の推進や、空振りを恐れず早めの避難を促す取組、避難行動要支援者への支援の強化などを進めてまいります。また、県の情報収集機能の強化や災害物資供給体制の充実、市町村を含めた受援体制の整備などにより災害に強い体制づくりに取り組んでまいります。

次に、避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業につきましては、今年度、国の補正予算で創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、引き続き、国に対し、全国知事会等と連携して継続的な財政支援を求めてまいります。

次に、避難所で洋式トイレ、温かい食事及びベッドを整備することにつきましては、県の備蓄や国のプッシュ型支援等を活用して、速やかに対応することとしており、食事については、研修会等を通して、バランスの取れた適温での提供を平時から検討するよう、市町村に助言しているところであります。引き続き、市町村を支援し、避難所の生活環境改善を図ってまいります。

四、農業問題について

農林水産部長

果樹研究所におけるモモせん孔細菌病の試験研究につきましては、これまで、発生要因の解析や全国に先駆けた総合的な防除体系の構築など、一定の成果を上げてきたところであります。今後は、生産現場から要望の多い次年度の発生予測や本年9月から使用可能となった農薬を組み入れた防除体系の検証に注力するなど、引き続き、モモせん孔細菌病の防除対策の開発に重点的に取り組んでまいります。

次に、個人や団体が独自に行う米の放射性物質検査につきましては、市町村、農業団体等で組織された地域の恵み安全対策協議会からの申請に基づき助成を行うことを広く周知しており、協議会や農林事務所において個別の相談に応じながら、支援してまいります。

次に、水田の貯水機能を活用した田んぼダムの取組につきましては、下流域の洪水被害を軽減するものであり、水田の有する多面的機能の一つであります。このため、引き続き、

多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみの取組を支援するとともに、市町村や集落等に対し、先進事例や効果等について情報提供に努めてまいります。

五、伊達市への大型商業施設計画について

商工労働部長

地域の小規模小売店につきましては、商業まちづくり基本方針において、「身近な場所で最寄品を買えるまちづくり」に必要な施設として、位置付けられております。

次に、商業まちづくり基本方針に基づく大型商業施設への対応につきましては、周辺市町村等の意見や社会情勢を踏まえながら、関係法令等に基づき、適切に対応してまいる考えであります。

次に、大型商業施設の出店につきましては、商業まちづくり推進条例に基づく新設の届出がなされた場合には、条例の規定に従って、周辺市町村等の意見を聴きながら、適切に対応してまいる考えであります。

土木部長

伊達市による、堂ノ内地区における地区計画につきましては、伊達市に隣接する市町村を始め県内全市町村を対象に意見を求めることとなります。

六、夜間中学設置について

教育長

夜間中学につきましては、学び直しの中核として重要であると認識しておりますが、その設置については、義務教育の提供であり、基本的には市町村において検討されるべきものと考えております。なお、県立での設置については、継続して行う調査事業の中で研究してまいります。

【再質問】

宮本県議

再質問をいたします。

まず最初に知事に伺いたいと思います。

私はせめて 2050 年の CO₂ゼロを表明するべきではないかと申し上げました。そのことについては言及はありませんでした。いま地球温暖化対策にどう向き合っていくのか、これはまさに避けられない倫理上の問題だと思います。

COP26 の開催地のイギリスでは、160 の自治体が 2030 年までに CO₂ゼロを目標とする取り組みを進めています。日本では進んだ自治体でも 2050 年に CO₂ゼロでなんです。だから世界からは 20 年も遅れているんです。再エネ先駆けの地を目指す本県は、せめて 2050 年に CO₂ゼロぐらいは言えなくちゃいけないんじゃないでしょうか。知事は、温暖化対

策に取り組んでいるんだと、県も計画をつくって取り組んでいるんだということでしたけれど、私はそう言うのであれば、IGCC型の石炭火発の新設はやめるべきだと思います。みずほ銀行は、高効率であっても石炭火発の建設にはもう融資をしないという方針を示めています。

国内からもノーカーボンの流れに沿う動きが出てきているということです。人類存亡の課題に向き合う知事の覚悟が、私は求められているというふうに考えます。せめて県のトップとしてしっかり温暖化対策に取り組む、この姿勢を表明すべきだと思いますので、再度伺います。

文化スポーツ局長に伝承館の運営について伺います。

今の答弁は、なにも語り部には規制はしていないというような答弁に受け止められますけれど、でも県が作ったマニュアルはそうじゃないんですね。

語り部の活動マニュアルには、口演内容に含めないこととして、「特定の個人、団体または他の施設への批判、誹謗中傷等」と記載しています。誹謗中傷を禁止するのは当たり前です。でも批判は私は違うと思います。これはいろんな意見があって当然のこと。そういうことまで批判をするなど。この中には、国も東電も含まれるという風に解釈をされています。

これは県が原発事故にどういう立場で向き合っているのか、これを象徴的に示すことではないかと思います。

この間の原発裁判でも、東電はもとより国の責任を認める判決が多数を占めて、原発事故の加害責任は今や社会的に明確になっています。そういう中で、被災県が語り部の話す内容を検閲するようなことは止めるべきです。

このマニュアルは適切ではないと私は思いますので、これは撤回すべきと思いますが、再度考えを伺います。

それから慰労金の支給について、こども未来局長に伺います。

県としては、知事会を通して、国にも要望しているということです。この活動は非常に重要だと思います。ただ、もう国を待ってられないので、他県では独自に支給しましょうと取り組みが始まっているわけなんですね。だったら福島県としても、重要な役割、専門職としての役割を担ってきた保育所や学童クラブの支援員について、その社会的な役割・仕事をしっかり認識し、評価し、そして独自の慰労金の支給を行うべきだと思いますが、改めてこども未来局長の見解を伺いたいと思います。

それから避難者の支援について、避難地域復興局長に伺いたいと思います。

本当に大変な状況があるんですね。一人の県民も取りこぼさないんだと言ってきた県として個々の実態調査をして、個々の実情に沿った支援策を講じるというのが被災県の県民

に対する責任だと思えます。

与党の第 9 次提言で、避難者の帰還の意思を確認しながら、避難の実態をちゃんと正確に掴めというような文言が出てきます。これはまさに帰還の意思の有無で、避難者の分断することになるのではないかという懸念もあります。しっかり実態を調査すべきと思いますが、再度伺います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、県民、事業者、市町村などあらゆる主体が一体となって県民総ぐるみの省エネルギー対策や、リサイクルを一層推進するとともに、再生可能エネルギーの導入をさらに拡大するなど、二酸化炭素排出量の削減に総合的に取り組んでまいります。

避難地域復興局長

震災から 9 年半が経過いたしまして、避難者が抱える課題は、個別化、複雑化しております。そのため復興支援員等によります、戸別訪問ですとか、生活再建支援拠点での相談対応などにより、丁寧な把握に努めているところでございます。今後とも把握した課題の解決に努め、避難者が生活再建を図ることができるよう、支援して参りたいと考えております。

文化スポーツ局長

伝承館における語り部の活動につきましては、一般的、常識的な範囲内で活動マニュアルを整理したものであり、語り部の方々が地震、津波そして、原発事故により経験した様々な出来事を伝え、その時々を思いを率直に語る取り組みを進めているところであります。

こども未来局長

慰労金の支給につきましては、国において感染リスクや重症化の可能性が高い医療や福祉の施設を支給対象としたとろです。県におきましては、保育所や放課後児童クラブの職員が感染リスクの高い業務に従事した際の業務手当をはじめとする感染対策経費に対する補助制度の活用を促してまいります。

【再々質問】

宮本県議

再々質問を行いたいと思えます。

まず知事にもう一度伺いたいと思えます。

様々に取り組んでいるんだということなのですが、私はやっぱり県が CO₂ゼロを明確に表明する、あるいは議会が議決するということで、内外にその姿勢を示すことによって、自らの取り組みをより積極的に具体的なものしていくことができる。宣言、あるいは表明するというのそういう意味合いを持つものだと思います。

そういう点で、改めてこの表明を知事がやるべきではないですか、ということをお求めたわけですので、その意思があるのかどうか、再度伺いたいと思います。

それから文化スポーツ局長に、この伝承館についてですけど、要するにマニュアルがあるわけです。マニュアルがあって、そのマニュアルに沿って中身がですね、話してもいい中身について批判はだめですと明確に書いてあるわけですから。書いてあるものは、じゃあ適切ではないとお認めになるんでしょうか。そうおっしゃるんなら、ちゃんと認めてあのマニュアルは改訂するべきですよ。その意思があるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

それから商工労働部長に伊達市のイオンモールの誘致について伺いたいと思います。

県は商業街づくり推進条例にもとづいて、適切に審査していく、対応していくんだということですけど、私はですね、福島県が 2005 年に全国に例のないような商業まちづくり推進条例をつくったこの原点に立ち返る必要があるんだと思います。当時から人口減少が指摘されて、少子高齢化が政治課題となる下で、県民が安心して住み続けられる街づくりが必要だという認識にたつてああいう条例がつけられた。これは先進的な条例だと私は評価しています。

公聴会で、高齢者から町の商店が無くなったら生活できなくなるんだと切実な思いが語られました。だからこそ条例の基本方針でも市街化調整区域は大型商業施設を抑制すべき地区として、歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指して来たわけです。

伊達市において、地区計画が策定されとしても県条例の基本方針は変わらないわけですよ。だから市街化調整区域への大型店の誘致は基本的には認められないというふうに考えられますけれど、この調整区域に認められるというのは、どういう場合を指すのか、どういう場合が想定されるのか、改めて伺いたいと思います。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

地球温暖化対策につきましては、まず県民、事業者、市町村などそれぞれの主体との連携を深め、二酸化炭素の排出削減に取り組んでまいります。

あわせて、再生可能エネルギー先駆けの地の実現にむけ、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や県産水素の一層の利活用促進に積極的に取り組むなど、二酸化炭素排出削減を進めてまいります。

商工労働部長

商業街づくり推進条例において、特に規模の大きな小売商業施設の適正な配置を図ることとしており、新設の届け出が出された場合には、周辺市町村等の意見を聞きながら、適切に対応して参る考えであります。

文化スポーツ局長

伝承館における語り部活動におけるマニュアルにつきましては、一般的、常識的な範囲内で整理したものであり、その考え方を語り部のみなさんに改めて伝えるとともに、伝承館において、地震・津波、そして原発事故により経験した様々な出来事、その時々を思いを率直に語っていただくよう丁寧にお話をいたします。

以上